

**復興特区支援利子補給金  
公募要領  
(平成29年度第3回)**

**平成29年11月  
復興庁**

## 目 次

1. 事業の目的・支給対象事業等について	1
(1) 事業の目的	1
(2) 利子補給金の支給の対象	1
(3) 対象事業	1
(4) 対象融資	4
2. 利子補給金の交付額等について	4
(1) 利子補給金の交付額	4
(2) 利子補給率	5
(3) 利子補給金支払期間	6
3. 応募書類等の提出について	6
(1) 受付期間	6
(2) 応募書類の提出方法	6
(3) 応募書類の送付先、事前相談及び問い合わせ先	6
(4) 提出書類について	7
4. 審査結果の通知について	7
5. 公募後の手続きについて	8
(1) 復興推進計画の認定申請	8
(2) 指定金融機関の指定申請	8
(3) 対象事業者の推薦申請	8

## 1. 事業の目的・支給対象事業等について

### (1) 事業の目的

本事業は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 2 条の基本理念を踏まえ、少子高齢化、電力その他のエネルギー利用の制約等の課題の解決に資する先導的な取組み、被災地域における雇用機会の創出等を図る事業の円滑な実施を支援することを目的としています。

### (2) 利子補給金の支給の対象

支給の対象となる金融機関は、東日本大震災特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号。以下「規則」という。）第 3 条に規定された以下のとおりとなります。

- ・銀行
- ・信用金庫及び信用金庫連合会
- ・労働金庫及び労働金庫連合会
- ・信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ・農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ・農林中央金庫
- ・株式会社商工組合中央金庫
- ・株式会社日本政策投資銀行

### (3) 対象事業

復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的・社会的効果を及ぼすものとして規則第 2 条に規定された事業（下表以下参照）のうち復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものとなります。

表 規則第2条に規定された事業及び要件

区分	事業内容	要件
第1号	疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業	D, E
第2号	農林水産業及び関連する産業の体质の強化又は再生を図る事業	
第3号	エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事業	
第4号	地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業	
第5号	新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、雇用機会の創出に資するもの	A, B, C
第6号	地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するもの	
第7号	貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業	D, E
第8号	情報通信基盤の整備等に関する事業	
第9号	地域における公共交通機関の整備等に関する事業	

具体的には、規則第2条に規定された事業ごとにそれぞれの右欄に掲げる要件の全てを満たし、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域（ただし、福島県の場合は全域）における復興の推進に資するものとします。

なお、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体による出資比率の合計が50%を超える子会社・子法人を含む）による出資比率が50%を超える事業者等、国又は地方公共団体による資本的支配を受けていると評価される事業者が実施する事業は対象外とします。

#### <要件A>

認定申請を行う市町村におけるそれぞれの日本標準産業分類の大分類に占める対象業種（中分類）の占有率（新規事業所による增加分も含む）が上位5業種以内（製造業については上位10業種以内）であること（以下のア、イのいずれかでこの要件を満たすこと）

ア. 売上高又は生産額（※）

イ. 従業者数（パート・アルバイトは含み、期間従業員を除く。）

（※）製造業、小売・卸売業は、売上高（製造品出荷額・小売販売額及びこれに準ずるもの）とし、これ以外の業種は、生産額とする。

＜要件B＞

対象業種の中における当該事業者の売上高又は従業者数（新規事業所による増加分及び既存事業所分）の占有率が概ね1／6以上であること

＜要件C＞

当該事業の実施により、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域（ただし、福島県の場合は全域）において、下表に掲げる人数の新規雇用（事業実施後から事業実施前を差し引いた純増分の従業員数）を創出すること

当該事業者への融資合計額※	新規雇用者数
3億円以上	3人以上
10億円以上	10人以上
30億円以上	30人以上
50億円以上	50人以上

※ 利子補給の対象融資額であって、当該事業に融資を行う金融機関が複数ある場合は、各金融機関による融資額を合計したもの

＜要件D＞

復興推進計画の区域において、当該事業の実施が地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業に係るもの

なお、地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業として該当せず、雇用創出が少なく、地元への経済波及効果が見込まれない等、市町村の復興への貢献が説明できない事業（例：メガソーラー等の設置による単純な売電事業）は対象となりません。

※「地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業」とは、東日本大震災以降において、例えば次のいずれかに該当するものが想定されます。

- ・公的な各種計画（例：都道府県及び市町村の復興計画又はそれに類する計画）に位置付けられていること
- ・都道府県又は市町村議会の議決等を得ていること

## <要件E>

次のいずれかを満たすこと

- ① 当該事業の事業費の規模が認定申請を行う市町村における要件Aの業種の設備投資平均額（直近3年以上の平均値）と同等以上と認められること
- ② 当該事業者にとって新たな生産目的等を達成するための設備投資※であって、事業費が年間の減価償却費（直近3年以上の平均値）を超える設備投資であること（※：老朽化設備の更新投資等は対象となりません）

### (4) 対象融資

- ・原則として、平成30年3月から平成30年7月までに初回貸付を実行（融資契約及び貸出を行うもの）し、かつ、平成31年3月末までに最終貸付を実行する予定のものを対象とします。当該期間以前に実行した融資は利子補給の対象とはなりませんので御注意ください。
- ・金融機関による単独の事業者への融資合計額が3億円以上のものを対象とします。ただし、単独の事業者が同一市町村で行う事業に対する融資合計額は100億円を上限とします。
- ・本制度は東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第44条第4項に基づき、当該貸付けが最初に行われた日から起算して5年間の利子補給契約を結ぶ制度となっており、融資期間は原則5年以上のものを対象とします。
- ・国等の補助金を活用する場合における、当該補助金が交付されるまでのつなぎ融資は対象となりません。また、国等の補助金の交付要綱等において、併用が禁止されている場合は対象となりません。
- ・原則として運転資金は利子補給の対象なりません。

## 2. 利子補給金の交付額等について

### (1) 利子補給金の交付額

単位期間ごとに支給する利子補給金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる算式により、算出した額となります。

$$\text{利子補給金の額} = A \times B / 365 \times C$$

A : 単位期間における利子補給契約の対象である貸付契約の貸付残高又は規則第28条で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高のいずれか低い額

B : Aの貸付残高の存する日数

C : (2) の利子補給率

なお、当該算式をもって計算した当該利子補給契約による利子補給金の額の合計が当該年度の予算から既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計を差し引いた残額を超えることが明らかになった場合、当該超えることが明らかになつた新たに締結する利子補給契約の利子補給金については、次に掲げる算式をもつて按分計算した額とし、予算の範囲内において支給することとなります。

新たに締結する各利子補給契約による利子補給金の額 = A × B / C

A : 利子補給金年度予算額 - 既に締結した利子補給契約による利子補給金の額  
の合計

B : 単位期間において新たに締結する各利子補給契約について、その対象である貸付契約の貸付残高又は規則第28条で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高のいずれか低い額

C : Bの各利子補給契約に係る貸付残高の合計

## (2) 利子補給率

利子補給率は貸付金利を基に以下を上限とします。貸付金利は当該事業者に対する一般的な貸付条件に照らして適正な水準となるように設定して下さい。

区分	利子補給率
中小企業	貸付金利（上限0.7%）
上記以外の者	貸付金利 × 0.8（上限0.7%）

「中小企業」とは、業種ごとに以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業及び個人を指すものとします。

業種分類	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下とします。

※以下の項目に該当する中小企業を除きます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人（以下「みなし大企業」という。）
- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員が兼ねている法人

### （3）利子補給金支払期間

利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して5年間

## 3. 応募書類等の提出について

### （1）受付期間

平成29年11月15日（水）から平成29年12月15日（金）正午まで

### （2）応募書類の提出方法

応募される地方公共団体の方は、応募申請書を上記受付期間中に（3）の送付先へ提出してください。封書の宛名面には、「復興特区支援利子補給金提出書類在中」と朱書きで明記してください。

なお、提出に先立ち下記問い合わせ先に必ず事前にご相談下さい。事前相談は（1）の受付期間外であっても随時承ります。

### （3）応募書類の送付先、事前相談及び問い合わせ先

- ・復興庁　復興特区班　担当：足立、荒井

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館10階

TEL：03-6328-0264

- ・岩手復興局　計画班　担当：菊地、松浦、武田

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル6階

TEL：019-654-6609

- ・宮城復興局 復興特区・観光班 担当：三本、三上  
〒980-0811  
宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル13階  
TEL：022-266-2166
- ・福島復興局 特区班 担当：小泉  
〒960-8031  
福島県福島市栄町11-25 AX Cビル5階  
TEL：024-522-8519
- ・茨城事務所 担当：實川  
〒310-0061  
茨城県水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4階  
TEL：029-232-8088

#### (4) 提出書類について

別紙の応募申請書を使用して下さい。

- ・提出書類の用紙の大きさはA4版とし、片面印刷でお願いします（両面印刷は不可）。ワープロ打ち、フォントは12ポイント、書体は明朝体とします。提出書類の中央下に通しページを必ず付けて下さい。
- ・別紙の応募申請書の他、要件A、B、C又は要件D、Eを満たすことが分かる説明資料も併せて提出して下さい。（例：経済センサスのデータ、現状の従業員数、公的な各種計画の該当箇所の抜粋、等）
- ・応募に係る審査は、提出書類に基づき複数名にて書面審査を行います。  
また、審査中、必要に応じて追加説明資料を出していただくことがあります。  
さらに、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。
- ・提出書類は、審査用に限定して使用します。なお、提出いただいた書類は返却いたしませんのでご留意下さい。

#### 4. 審査結果の通知について

原則、受付締切り後、速やかに審査を終了し、応募者に審査結果を通知します。  
なお、審査に当たっては、予算の状況等によりこれまでに利子補給を活用したことのない事業者を優先することがあります。

#### 5. 審査結果通知後の手続きについて

以下の申請書等を指定された期限までに提出してください。なお、提出期限は認定等の手続きにより変更となる場合があります。

##### (1) 復興推進計画の認定申請（申請者：市町村長）

平成30年1月19日（金）まで

※法第13条に規定する地域協議会における協議を経て申請してください。

(2) 指定金融機関の指定申請書（申請者：金融機関）

平成30年2月14日（水）まで

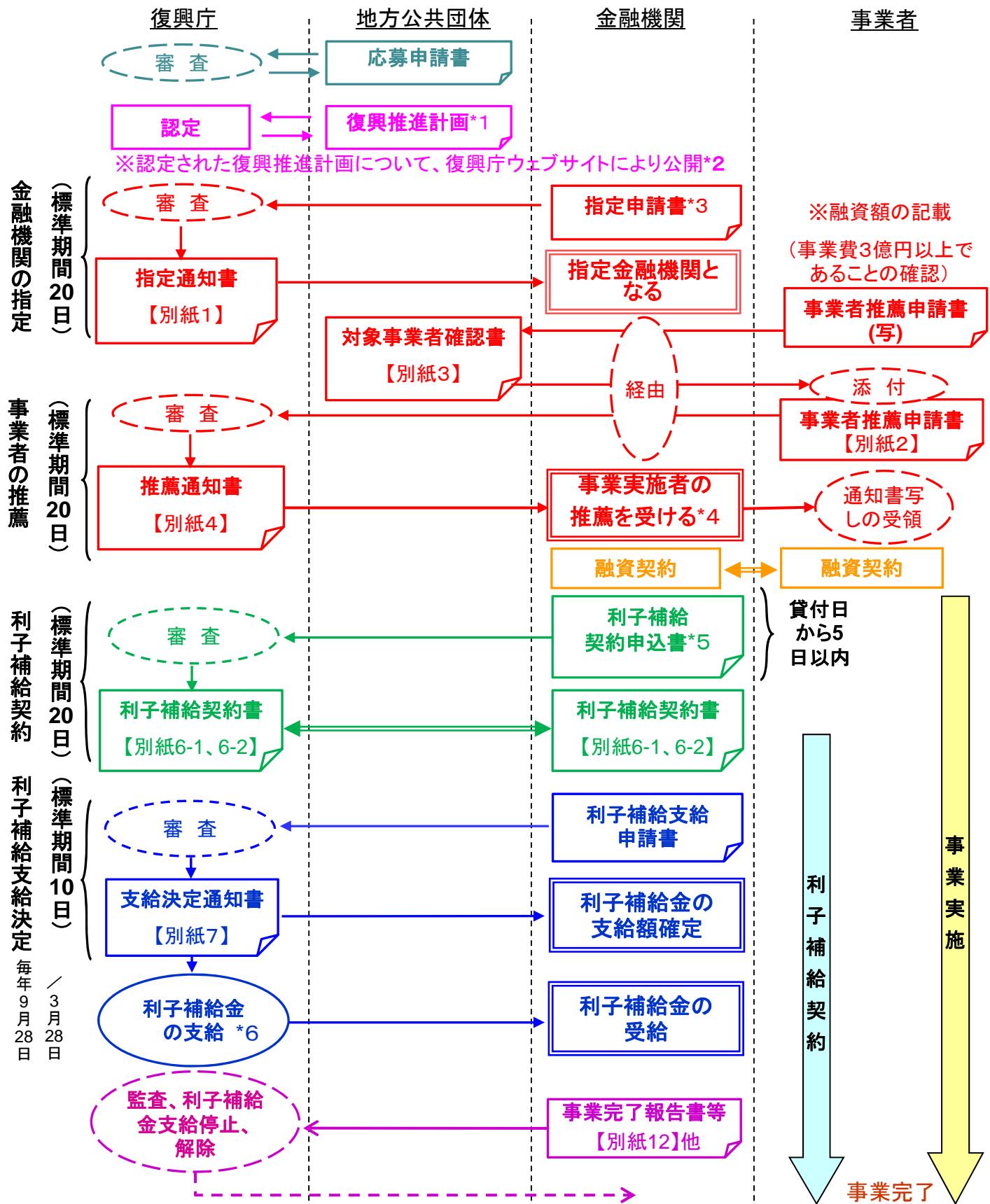
(3) 対象事業者の推薦申請書（申請者：事業者）

平成30年2月14日（水）まで

※市町村長による対象事業者確認書を添付してください。

以 上

# 復興特区支援利子補給金の支給手続きの流れ



\*1 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものである説明等について記載

\*2 基本方針第5-2 透明性の確保「認定された個別の復興推進計画について、国において作成するウェブサイトにより、一覧形式で公開することとする」

\*3 復興特区支援貸付事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有し、指定を受けた日から1年内に利子補給契約による貸付けを行うことが見込まれることが要件

\*4 有効期間は、決定日から1年を経過した日の属する年度の末日まで

\*5 ①融資契約書の写し、②3億円以上であることの証明書(①で確認できる場合は不要)、③償還年次表、④利補額計算表

\*6 単位期間ごとに当該単位期間の末日を基準日(8月20日、2月20日)に設定し、9月28日、3月28日に利子補給金を支給